

大分類 A 一 農業

總 説

この大分類は、農業及びこれに關係するサービス業を含む。

農業分類の単位は農場であつて、業として行うものは、すべて事業所として調査単位になる。農場は經營者の労働のみによつて運営されることもあるし、經營者の家族、又は雇傭者の助けをかりて經營されることもある、又、その組織も共同經營、會社、あるいはその他の組織體によつて經營されることもある。

農場は單一の土地からなることもあるし、同一又は異なつた所有の下にある離ればなれになつてゐる土地から成り立つてゐることもある。たとえば、一農夫がある土地を所有し、他を賃借して耕作しているような場合である。従つて、耕作地から見れば、所有者や經營者が雇傭労働者を使用して經營している土地と同じく、各小作人によつて經營されている土地も、各々別の農場として取り扱われるのである。

農場のうちには乾燥場、醸農場、種畜場、溫室、毛皮農場、食用菌栽培場、養蜂場、草生地等を含む。

農業は、これを商品生産農業及び非商品生産農業の二つの中分類に分け、これに農業的サービス業を加えて三中分類に分ける。

中分類 01 — 商品生産農業

總 説

商品生産農業とは、農業生産物を3萬圓(1949年基準以下同じ)以上販賣する農業事業所をいう。農業生産物を3萬圓未満しか販賣しない農業事業所は非商品生産農業として中分類 02 に分類される。

この商品生産農業は、主な收入のもととなる農業生産物の種類、あるいは、その一群の種類によつて次の七つの小分類に分けられる。

- (1) 穀作農業
- (2) 穀作以外の圃場作物農業
- (3) 果樹、樹園農業
- (4) 高等園藝農業
- (5) 畜産農業
- (6) 養蠶農業
- (7) 各種農業

(1) から (6) までは、それぞれ生産物あるいは一群の生産物の販賣額が農業生産物總販賣額中最重要度を占める農業である。(7) は農業生産物の總販賣額は3萬圓以上になるが、農業生産物との種類、あるいは一群の生産物の販賣額をとつても、農業生産物總販賣額中に占める重要度が等しい場合の農業をいう。

小分類番號	細分類番號
-------	-------

011	穀作農業
-----	------

0111	穀作農業
------	------

穀物の販賣額が農業生産物總販賣額中最重要度を占める農業をいう。

ここにいう穀物とは、米、麥、アワ、ヒエ、キビ、ソバ、トウモロコシ、モロコシ、大豆の九種類である。

○穀作農業（農業生産物總販賣額が3萬圓以上で、そのうち米、麥、アワ、ヒエ、キビ、ソバ、モロコシ、トウモロコシ、大豆のうちの一種類、あるいは二種以上の穀物の組合せ、又は、これら穀物全部の販賣額が最高重要度を占めるもの）；米作農業（農業生産物總販賣額が3萬圓以上で、そのうち米、又は米とその他の穀物の販賣額が最高重要度を占めるもの）；麥作農業（農業生産物總販賣額が3萬圓以上で、そのうち麥類又は麥類と、その他の穀物の販賣額が最高重要度を占めるもの）；雜穀作農業（農業生産物總販賣額が3萬圓以上で、そのうちアワ、ヒ

中分類01一商品生産農業

エ, キビ, ソバ, モロコシ, トウモロコシ, 大豆等の雑穀, 又は雑穀と米や麥の販賣額が最高重要度を占めるもの); 農業會社 (農場生産物の總販賣額が3萬圓以上で, そのうち米, 麥, アワ, ヒエ, キビ, モロコシ, トウモロコシ, ソバ, 大豆の販賣額が最高重要度を占めるもの)

012

穀作以外の圃場作物農業

0121

穀作以外の圃場作物農業

穀物 (米, 麥, アワ, ヒエ, キビ, トウモロコシ, モロコシ, ソバ, 大豆) 以外の露地に栽培されるものを, すべて総括して, その販賣額が農場生産物の總販賣額中最高重要度を占める農業をいう。本分類には甘藷, 馬鈴薯のような主要作物も, 野菜も, 通常園芸作物と考えられる花類も, 薬草とか薄荷のやうな工業用作物も, 田又は畑に栽培される木本以外のすべての作物が含まれる。

○馬鈴薯作農業 (農場生産物の總販賣額が3萬圓以上で, そのうち馬鈴薯, 又は馬鈴薯と, その他の穀物以外の圃場作物の販賣額が最高重要度を占めるもの); 甘藷作農業, リウキウイモ作農業 (農場生産物の總販賣額が3萬圓以上で, そのうち甘藷, リウキウイモ, 又は甘藷, リウキウイモと, その他の穀物以外の圃場作物の販賣額が最高重要度を占めるもの); 蔬菜作農業 (農場生産物の總販賣額が3萬圓以上で, そのうち蔬菜野菜, 又は蔬菜, 野菜と, その他穀物以外の圃場作物の販賣額が最高重要度を占めるもの); 花類栽培農業 (農場生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち露地栽培による花類, 又は, その種子及び花類, 又はその種子と, その他穀物以外の圃場作物の販賣額が最高重要度を占めるもの); 水瓜, メロン, トマト作農業 (農場生産物の總販賣額が1萬圓以上のうち, 露地栽培による水瓜, メロン, トマト等, 又は, これらとその他穀物以外の圃場作物の販賣額が最高重要度を占めるもの); 工業用作物栽培農業 (農場生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち露地栽培による工業用作物, 又は工業用作物と, その他の穀物以外の圃場作物の販賣額が最高重要度を占めるものであつて, 油糧作物纖維作物農業のほか, 薄荷, 煙草, 除虫菊, サフラン等の薬用作物の栽培を行うもの)

013

果樹, 樹園農業

0131

果樹, 樹園農業

果樹, 茶, コウゾ, ミツマタ等のような, 木本植物を栽培して得られる生産物の販賣額が農業生産物の總販賣額中最高重要度を占める農業をいう。

○果樹栽培農業 (農場生産物の總販賣額が3萬圓以上で, そのうち果樹の栽培, 又は, 果樹及びその他の樹園農業生産物の販賣額が最高重要度を占めるものであつて, リンゴ, ブドウ, ミカンその他の果樹のほかクリ, クルミ等の堅果の栽培農業も含まれる); コウゾ, ミツマタ栽培農業 (農業生産物の總販賣額が3萬圓以

中分類01—商品生産農業

上のうち、コウゾ、ミツマタ又はコウゾ、ミツマタ及びその他の樹園栽培による収入が最高重要度を占めるもの); タケノコ(筍)栽培農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、筍、又は筍とその他の樹園栽培による収入が最高重要度を占めるもの); 茶作農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、茶、荒茶、又はその他の樹園栽培による収入が最高重要度を占めるもの)

014 高等園藝農業

0141 高等園藝農業

主として温室栽培、フレーム栽培、石垣栽培、穴グラ栽培など、特殊施設を用いて行う園芸作物の販賣額が農業生産物總販賣額中最高重要度を占めるものをいう。

本分類に含まれる農業の生産は、特殊施設を用いて行われるということが必要条件であつて、作物の種類が何であるかを問わない。

○温室栽培農業(生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、温室栽培による果物、野菜、花、その他の農産物の販賣額が最高重要度を占めるもの); フレーム栽培農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、フレーム栽培による果物野菜、花、その他の農産物の販賣額が最高重要度を占めるもの); 石垣栽培農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち石垣栽培による果物、野菜、花その他の農産物の販賣額が最高重要度を占めるもの); 穴グラ栽培農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、穴グラ栽培によるキノコ、野菜、モヤシ等の販賣額が最高重要度を占めるもの); 薬用植物栽培農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち屋根覆い等特殊施設栽培による薬用植物の販賣額が最高重要度を占めるもの)

015 畜産農業

0151 畜産農業

主として畜産物、酪農製品の販賣額が農業生産物總販賣額中最高重要度を占めるものをいう。

本分類には家畜、家禽、毛皮獸等の育成、肥育、採卵、酪農品の生産等を行う農業が分類される。

○畜産農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち畜産品の販賣額が最高重要度を占めるもの); 牛馬育成農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち牛馬による収入が最高重要度を占めるもの); 養鶏農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、養鶏による収入が最高重要度を占めるもの); 酪農農業(農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、農家で生産するバター、チーズ、牛乳、山羊乳等の販賣額が最高重要度を占めるもの); 毛皮獸養殖業(農業生産物の販

中分類01一商品生産農業

販賣額が3萬圓以上のうち、毛皮獸、又は毛皮獸及びその他の畜產品の販賣額が最高重要度を占めるもの)

016

養蠶農業

0161

養蠶農業

主として飼及び蠶種の販賣額が農業生産物總販賣額中最高重要度を占める農業をいう。

○養蠶農業（農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち飼の販賣額が最高重要度を占めるもの）；蠶種製造業（農業生産物の總販賣額が3萬圓以上のうち、蠶種の製造販賣額が最高重要度を占めるもの）

017

各種農業

0171

各種農業

農業生産物の總販賣額は3萬圓以上になるが販賣するどの農產物あるいは、一群の農產物をとつてみても重要度の決定し得ない各種の農產物を生産販賣する農業をいう。

○各種農業（生産物の總販賣額が3萬圓以上になるが販賣品の種類による重要度が決定し得ないもの）

中分類 02 — 非商品生産農業

總 説

非商品生産農業とは、農業生産物を3萬圓（1949年基準以下同じ）販賣しない農業事業所をいう。副業農場、試験農場、厚生農場などはその主な目的が生産物の販賣にある譯ではないから、非商品生産農業に分類される。但し、これらの非商品生産農業でも、農場生産物の總販賣額が3萬圓以上の場合は商品生産農業に分類される。

小分類 細分類 番 號 番 號

021 非商品生産農業

0211 非商品生産農業

農業生産物の總販賣額が3萬圓未満の農業をいう。

○穀作農業（農業生産物の總販賣額が3萬圓未満のもの）；蔬菜作農業（作物の總販賣額が3萬圓未満のもの）；果樹、樹園農業（果樹、茶、コウゾ、ミツマタ等の栽培による總販賣額が3萬圓未満のもの）；高等園藝農業（温室、フレーム穴グラ等による農産物の總販賣額が3萬圓未満のもの）；畜產農業（畜産或いは酪農製品の總販賣額が3萬圓未満のもの）；自給農業（生産物の總販賣額が3萬圓未満のもの）；副業農業（農業生産物の總販賣額が3萬圓未満のもの）；試験農業（農事試験場、刑務所の農場、補導所の農場、學校の農場等、農業生産物の總販賣額が3萬圓未満のもの）

中分類05 農業的サービス業

中分類 05 — 農業的サービス業

總 説

本分類は農業事業所にたいして、請負、あるいは契約又は委託を受けて農業に直接關係する専門的業務のサービスを行うものをいう。

農業的サービス業は、その主な收入を請負によるサービスとして受け取るものであつて、收入の主なる源泉を農業生産物の販賣によつて他の農業と區別される。

但し、農具の修理等を行うサービス業は、一般修理業として大分類 K—サービス業に分類される。

小分類 細分類
番 號 番 號

051 農耕サービス業

0511 農耕サービス業

農業事業所の生産した穀物の脱穀、製粉、精米、あるいは農業事業所で行う植付、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去等の作業を、請負で行うものをいう。

○脱穀業（農家と請負契約によつて脱穀を行うもの）；製粉業（農家と請負契約によつて製粉を行うもの）；精米業（農家と請負契約によつて精米を行うもの）；協同脱穀、精米、製粉場（農家が自己の農産物を調整するため協同組合、又はその他の組織によつて運営するもの）

052 養蠶サービス業

0521 養蠶サービス業

主として請負で蠶種製造、生蠶處理、稚蠶飼育等を行う事業所をいう。

請負で行わない蠶種製造業は、蠶種の販賣額が3萬圓[1949年基準]以上の場合は小分類 016—養蠶農業に、3萬圓未満の場合は中分類 02—非商品生産農業に分類され、請負で行わない生蠶處理業は中分類 40—一般卸賣業に分類される。

○蠶種製造請負業；生蠶處理請負業；稚蠶飼育請負業。

053 畜産サービス業

0531 畜産サービス業

主として請負で種つけ、孵卵等を行う事業所をいう。

○種つけ請負業；孵卵請負業。

054 園藝サービス業

0541 園藝サービス業

中分類05—農業的サービス業

主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園、花壇の手入等を行う事業所をいう。

但し、公衆道路、運動場等の土木事業を伴う公園造成を請負う事業所は、大分類 E—建設業に分類される。

○造園業；植木業（主として庭園作り、又は手入等を行うもの）。